# 就労継続支援B型に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

第15 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)

改

- イ 就労継続支援B型サービス費(I)
  - (1) 利用定員が20人以下 590単位
  - (2) 利用定員が21人以上40人以下 527単位

TF.

- (3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位
- (5) 利用定員が81人以上 470単位
- ロ 就労継続支援B型サービス費(I)
  - (1) 利用定員が20人以下 539単位
  - (2) 利用定員が21人以上40人以下 481単位
  - (3) 利用定員が41人以上60人以下 448単位
  - (4) 利用定員が61人以上80人以下 439単位
  - (5) 利用定員が81人以上 424単位
- ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数と<u>イ</u>の(1)から<u>(5)まで</u>に掲げる利用 定員(基準該当就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第20 3条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の 事業を行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号 に規定する授産施設又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第38 条第1項第4号に規定する授産施設(以下「基準該当就労継続支 援B型事業所」という。)の利用定員をいう。)に応じ、それぞれ (1)から<u>(5)まで</u>に掲げる単位数(地方公共団体が設置する基準該

第15 就労継続支援B型

- 1 就労継続支援B型サービス費(1日につき)
  - イ 就労継続支援B型サービス費(I)
    - (1) 利用定員が40人以下 527単位
    - (2) 利用定員が41人以上60人以下 494単位

行

- (3) 利用定員が61人以上80人以下 485単位
- (4) 利用定員が81人以上 470単位
- ロ 就労継続支援B型サービス費(I)
  - (1) 利用定員が40人以下 481単位
  - (2) 利用定員が41人以上60人以下 448単位
  - (3) 利用定員が61人以上80人以下 439単位
  - (4) 利用定員が81人以上 424単位
- ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数と<u>ロ</u>の(1)から<u>(4)まで</u>に掲げる利用 定員(基準該当就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第20 3条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の 事業を行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号 に規定する授産施設又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第38 条第1項第4号に規定する授産施設(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)の利用定員をいう。)に応じ、それぞれ (1)から<u>(4)まで</u>に掲げる単位数(地方公共団体が設置する基準該 当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

#### 算式

(保護施設事務費(生活保護法施行令(昭和25年政令第148号) 第10条の規定により生活保護法第75条に規定する国庫負担金の 交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあっ た月の属する年度の4月1日時点において示されている額とす る。以下同じ。)  $\div 22 \div 0.945 \div 10) + 23) \times 1.04$ 

- 注1 イからハまでについては年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
  - 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位

当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれ(1)から<u>(</u>4)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

#### 算式

(保護施設事務費(生活保護法施行令(昭和25年政令第148号) 第10条の規定により生活保護法第75条に規定する国庫負担金の 交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあっ た月の属する年度の4月1日時点において示されている額とす る。以下同じ。) ÷22÷0.945÷10)+23)×1.046

- 注1 イからハまでについては年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型をいり。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、指定就労継続支援B型のあった日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50(平成21年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援B型等に係る指定就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定す

数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。 就労継続支援B型サービス費(I)を算定すべき介護給付 費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B 型事業所等の施設基準において、職業指導員及び生活支援 員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均 値を七・五で除して得た数以上であること。
  - 3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
  - 4 ハについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準 該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定す る。
  - 5 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定 に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、

る指定就労継続支援B型事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。)にあっては、100分の10)であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 4 ハについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準 該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定す る。
- 5 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定 に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、

- (1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第202条若しくは第206条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援B型計画(指定障害福祉サービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援B型計画をいう。以下同じ。)、基準該当就労継続支援B型計画(指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型計画をいう。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援B型計画をいう。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援B型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95
- 6 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援 B型サービス費は、算定しない。
- 2 視覚·聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数<u>(重</u>度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する

- (1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第202条若しくは第206条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援B型計画(指定障害福祉サービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援B型計画をいう。以下同じ。)、基準該当就労継続支援B型計画(指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型計画をいう。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援B型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95
- 6 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援 B型サービス費は、算定しない。
- 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位
- 注 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数<u>が15</u> 以上(指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援 B型等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定就 労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上 )であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者 として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障

従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 3 就労移行支援体制加算 13単位
  - 注 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援B型事業所等の指定就労継続支援B型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 目標工賃達成加算
  - イ 目標工賃達成加算(I) 26単位
  - 口 目標工賃達成加算(Ⅱ) 10単位
  - 注1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第201条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(以下「平均工賃額」という。)が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を

害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、<u>視覚障害者等の数を30</u>で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 3 就労移行支援体制加算 13単位
- 注 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援B型事業所等の指定就労継続支援B型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 目標工賃達成加算
  - イ 目標工賃達成加算(I) 26単位
  - 口 目標工賃達成加算(Ⅱ) 10単位
  - 注1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第201条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(以下「平均工賃額」という。)が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B

行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。
- (2) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。
- 2 ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指 定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当 該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平 均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして 都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等におい て、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定 単位数を加算する。
  - (1) 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃の100 分の80に相当する額を超えていること。
  - (2) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において 取り組む「工賃倍増5か年計画」に積極的に参加し、自らも 「工賃引上げ計画」を作成していること。

型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属す る年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。
- (2) 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。
- (3) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事に届け出た工賃の目標額を超えていること。
- 2 ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指 定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当 該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平 均工賃額が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものと して都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等に おいて、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき 所定単位数を加算する。
  - (1) 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属す る年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。
  - (2) 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃の100 分の80に相当する額を超えていること。
  - (3) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において 取り組む「工賃倍増5か年計画」に積極的に参加し、自らも 「工賃引上げ計画」を作成していること。

(削除)

#### 5 初期加算 30単位

注 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型 事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続 支援B型を行った場合に、当該指定就労継続支援B型等又は基準 該当就労継続支援B型の利用を開始した日から起算して30日以内 の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### 6 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位
- 注 指定就労継続支援B型事業所等において継続して指定就労継続 支援B型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指 定就労継続支援B型等の利用がなかった場合において、指定障害 福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービ ス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第 5号の規定により指定就労継続支援B型事業所等に置くべき従業 者のうちいずれかの職種の者(以下「就労継続支援B型従業者」 という。)が、就労継続支援B型計画等に基づき、あらかじめ当 該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就 労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等の利用 に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として 、就労継続支援B型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続

#### 5 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定就労継続支援B型事業所等に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 6 初期加算 30単位

注 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型 事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続 支援B型を行った場合に、当該指定就労継続支援B型等又は基準 該当就労継続支援B型の利用を開始した日から起算して30日以内 の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### 7 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位
- 注 指定就労継続支援B型事業所等において継続して指定就労継続 支援B型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指 定就労継続支援B型等の利用がなかった場合において、指定障害 福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービ ス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第 5号の規定により指定就労継続支援B型事業所等に置くべき従業 者のうちいずれかの職種の者が、就労継続支援B型計画等に基づ き、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪 間して当該指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続 支援B型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき 2回を限度として、就労継続支援B型計画等に位置付けられた内 容の指定就労継続支援B型等を行うのに要する標準的な時間で所

支援B型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 7 利用者負担上限額管理加算 150単位
  - 注 指定障害福祉サービス基準第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- 8 食事提供体制加算 42単位
  - 注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

定単位数を算定する。

- 8 利用者負担上限額管理加算 150単位
  - 注 指定障害福祉サービス基準第201条第1項に規定する指定就労 継続支援B型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サ ービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準 第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用 者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を 加算する。
- 9 食事提供体制加算 42単位
  - 注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

# 10 激変緩和加算

基準該当就労継続支援B型事業所の1月間の通所による基準該当就労継続支援B型を受けている利用者の利用日数の合計数(以下「実利用延べ日数」という。)が、平成18年9月における当該事業所の通所による利用者の数のうち、保護施設事務費の対象と

- 9 福祉専門職員配置等加算
  - イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位
  - 口 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 6単位
    - 注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(注2において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ならない身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283 号)第4条に規定する身体障害者をいう。)及び知的障害者の 合計数に、22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(以下「 加算算定基準数」という。)を超えない場合に、平成21年3 月31日までの間、1日につき次の算式により算定した数を所 定単位数に加算する。ただし、当該基準該当就労継続支援B 型事業所が、法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障 害者(以下「支給決定障害者」という。)から当該支給決定障 害者が受けた基準該当就労継続支援B型に係る利用者負担額 として、当該加算がなかったものとした場合の利用者負担額 を超える金額を徴収した場合にあっては、加算しない。

#### 算式

(加算算定基準数-実利用延べ日数)×1のハに規定する基準該 当就労継続支援B型サービス費÷実利用延べ日数

- 2 口については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの として都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所 等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日 につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、 イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算 定しない。
  - (1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常 動で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
  - (2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のう ち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上 であること。

#### 10 欠席時対応加算 94単位

- 注 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援B型従業者又は基準該当就労継続支援B型に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。
- 11 医療連携体制加算
  - イ 医療連携体制加算(I) 500単位
  - □ 医療連携体制加算(I) 250単位

- 注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定 労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に 対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、 1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・ 指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
  - 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定 就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上 の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用 者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定 単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定 対象となる利用者については、算定しない。
- 12 施設外就労加算 100単位
  - 注 指定就労継続支援B型事業所等において、1月の利用日数から 事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限 度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官 公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。
  - ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。 次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。
    - (1) ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者 3人以上とすること。
    - (2) 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限 度とすること。
    - (3) 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の 数が、常勤換算で、就労継続支援B型サービス費(I)

で算定する指定就労継続B型事業所等においては、施設外就労利用者の数を七・五以上で除した数以上、就労継続支援B型サービス費(II)で算定する指定就労継続支援B型事業所等においては、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を十で除して得た数以上であること。

#### 13 重度者支援体制加算

- イ 利用定員が20人以下 56単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 50単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 47単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 46単位
- ホ 利用定員が81人以上 45単位
- 注 指定就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における 指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50(平成24年3 月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援B型 等に係る指定就労継続支援B型事業所等にあっては、100分の5 )であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に 応じ、1日につき所定単位数を加算する。

## 14 目標工賃達成指導員配置加算

- イ 利用定員が20人以下 81単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 72単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 67単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 66単位
- ホ 利用定員が81人以上 64単位
  - 注 目標工賃達成指導員 (「工賃倍増5か年計画」に基づく「工 賃引上げ計画」を策定し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に

向けて積極的に取り組むための指導員)、職業指導員及び生活 支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型 事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、 1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に定める施設基準は以下のとおり。

当該指定就労継続支援B型事業所ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であることに加え、かつ介護給付費単位数表第15の14の注に規定する目標工賃達成指導員を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上であること。